



■ 経営者のための終活セミナー

「より良く生きる！ 終活のヒント」

上級相続カウンセラー・上級終活カウンセラー

行政書士 中道一成
アイエスセブン法務事務所
京阪神 遺言相続支援室



(一般社団法人 終活カウンセラー協会資料を一部抜粋)

■ 本日のセミナー講師のプロフィール



経 歴 1980 松下電器産業株式会社(旧社名)入社
再販営業・デジタル通信網構築・外販・Webサイト企画運営等に従事
併せて情報セキュリティ内部監査員の資格を取得し社内監査を担当
退職9年前に、副社長案件であったにもかかわらず、低迷していた
Webサイトを引継ぎ、立直しを行い、8年連続新記録更新を達成。
一方で、勤めながらも独立開業を志し、退職前9年間は徹底して
定時退社を続けることより時間を創出し、法律を学び続けました。
なお、全国の販売現場からは情報収集・発信のため毎日必ず見る
サイトとして業務に役立ちとても有用だと多くの喜びの声をいただき、
満足感と感激を味わいつつ、後進へ引継ぎました。
2009 行政書士と宅地建物取引主任者 ダブル合格
2013 パナソニック株式会社を早期退職(退職時役職:参事)
2013 大阪府行政書士会登録
2013 法務省入国管理局認定 申請取次行政書士 資格取得
2013 上級相続カウンセラー、終活カウンセラー ダブル合格
2013-2014前半 遺言・相続・離婚・会社設立等 相談対応120組超
2014 上級終活カウンセラー 合格

学 歴 1970 大阪府箕面市立南小学校 卒業
1973 大阪府箕面市立第一中学校 卒業
同 ハレーボール部所属
1976 大阪府立池田高等学校 卒業
1980 京都工芸繊維大学 電子工学科 卒業
同 体育会 少林寺拳法部主将を務める

血液型 B型

誕生日 7月28日

資 格 法務省入国管理局認定 申請取次行政書士
宅地建物取引主任者
日本相続コンサルティング協会認定 上級相続カウンセラー
日本終活カウンセラー協会認定 上級終活カウンセラー
大阪府産業廃棄物協会認定 廃棄物管理士
第一種電気通信主任技術者 電気通信工事担任者
少林寺拳法三段 珠算一級



名前

中道 一成 (なかみち かずしげ)

事務所名

行政書士 中道一成
アイエスセブン法務事務所

事務所名の由来

いつでも(I tsudemo)相談(Soudan)があれば
7月生まれの中道に任せなさい および

遺産(Isan) 相続(Souzoku)は
7月生まれの中道に任せなさい からの

頭文字から IS7 が誕生しました



本日のセミナー内容

1. 終活とは
2. エンディングノートの書き方
3. 遺言書との違い
4. 相続・遺言の基礎知識
5. 民事信託について
～ 信託活用事例 事業承継 他

-3-



1. 終活とは

-4-



「終活」って何？

終焉活動・終末活動

2009年 週間朝日が作ったことば

-5-



終活 とは

人生の終焉を考えることを通じて、

自分をみつめ、今をよりよく

自分らしく生きる活動のこと

(一般社団法人 終活カウンセラー協会による終活の定義)

-6-

■ 終活の意味を深掘りしてみましょう

18

「人生の終焉を考えることを通じて」・・・

ほんの一部ですが

- ・私がない世界って何だろう → 漠然としている
- ・死んだらどうなるのか → なんか不安 → 漠然としている
- ・自分の荷物で迷惑かけるかもしれない → 具体的に
- ・お葬式の手配はしておこうかな → 具体的に
- ・病気の場合のお金は足りるかな → 具体的に
- ・介護になった場合迷惑かけないだろうか → 具体的に
- ・家族は死に目に来てくれるのかな → 漠然としている
- ・お墓はどうしようか → 具体的に
- ・何から考えて行動すればよいのか → 漠然としている
- ・こんなことでは家族に迷惑が掛かる、しっかり準備しよう → 具体的に
- ・子供に伝えておきたいことがあるけど伝えてないな → 具体的に

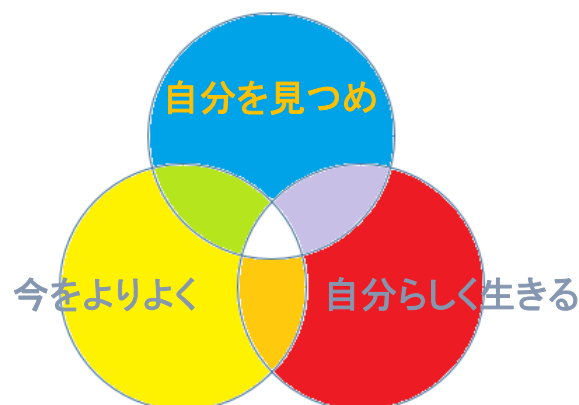
-7-

「自分を見つめ」・・・ 人生の棚卸し

18

「今をよりよく」・・・ 前向きに捉える

「自分らしく生きる」・・・ 行動する、考える



やり残したこと、やりたいことを見出し、バランスよく行動する。-8-

■ 終活を考えると、いろいろな心配事が・・・

相続でもめないだろうか
生命保険・老人ホーム
愛する家族に迷惑をかけたくない
死後は家族がなんとかしてくれる？

介護状態になっ
たとき面倒みても
らえるかしら・・・

遺言書 ・ お墓
身の回りの整理
ペットの世話
エンディングノート



-9-


終活を
なぜ
するのか？

-10-



＜終活勉強会 受講者のコメント＞

コメント①

自分の運命を受け入れ、**残される 愛する人のために
できる事が終活**なんだな、と学びました。

コメント②

ちゃんと仕事や部屋を整理して、保険のこと、葬儀のこと、お墓は誰が守るのか、どんな墓にするか等々を自分で決められるんだよね
そして**やりたかったことをちゃんとやる！
悔いのないように...**

-11-



終活 とは

人生の終焉を考えることを通じて、

自分をみつめ、**今**をよりよく

自分らしく生きる活動のこと

(一般社団法人 終活カウンセラー協会による終活の定義)

-12-



終活の第一歩

終活ってまず 何を すればいいの？

-13-



まずは、
エンディングノートを書いてみよう



-14-



エンディングノート

知識的観点

死に直面することは本能的にできない

実は書くのが
難しい

何を書いて
いいのか
わからない

-15-

■それでもエンディングノート作成を



- 人生のたな卸し
- 今の自分は、過去どんな出来事によって、こうなったのかを考える
- 残された家族への想いをつづる
- 残された家族が困らない準備のため

-16-

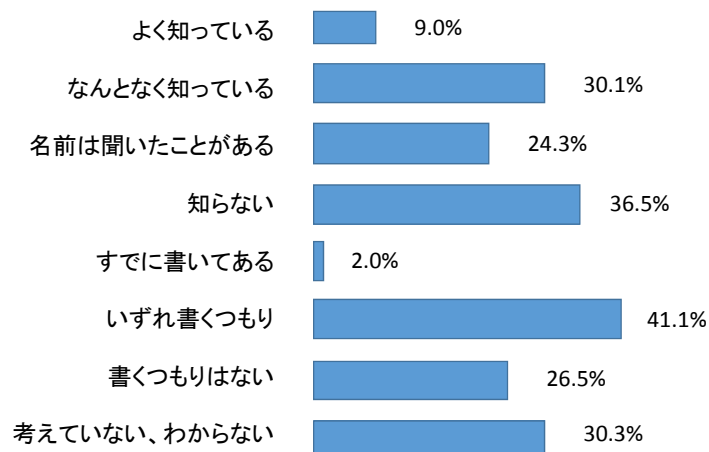
■ エンディングノート作成のすすめ



- ・ 自分の「死」については自分で
考えなければいけない時代
「**死の個人化**」の時代を考える
- ・ やり残したこと、やりたいことを見出す
⇒ **より良く生きるために**
- ・ 『**遺言書**』作成に繋げる
⇒ **愛する家族のために**

-17-

■ エンディングノートについて 調査結果



※ 2012年 経済産業省 調査より

-18-



2. エンディングノート の書き方

-19-



も く じ	
第1章 私について	
基本情報	1
人生の振り返り	2
マイ・メモリー	5
第2章 身体について	
健康状態について	7
介護が必要となった場合	8
病気の告知・延命治療について	8
第3章 財産について	
財産について	9
有価証券について	9
不動産について	10
年金について	11
その他の財産について	11
保険について	12
遺言について	12
第4章 葬儀やお墓について	
自分のお葬式について	13
自分のお墓について	14
友人・知人へ	15
第5章 大切なあなたへ	
大切な人へ	17

自分自身のこと

- ・半生を振り返って
- ・今の自分があるのは

財産を一覧化し、まとめておく

- ・遺言書作成に結び付けうる
- ・遺産分割の考え方等を理由を付して記しておくのもよい

自分の葬儀とお墓について

- ・答えられる範囲内で

家族・友人等へ

- そして自分自身へ
- ・今後のことについて

-20-



3. 遺言書との違い

-33-

■ エンディングノートと遺言書



	エンディングノート	遺言書
法的効力	なし	あり(死後に有効)
書き方・方式	書き方は自由	法により書き方が規定されており、間違えた書き方をした場合は無効になる
主な内容	万が一の時に備えて、家族へのメッセージや終末期医療の方針、葬儀や墓のこと、保険や財産に関する情報などを書き留めておくもの	財産の分け方・遺言執行者指定 遺言認知・未成年後見人の指定 祭祀主宰者の指定 但し、付言事項として家族への想いや依頼事項等を書くことができるが、付言事項には法的拘束力はない

※『遺言書』は死後のために書き残す書面、「かきおき」ともいう。

-34-

■ エンディングノートと遺言書



	エンディングノート	遺言書
メリット	・形式に捉われず、思いつくまま自由に書くことができる。 ・法的効力がないからこそ、自分の家族への思いや考え方を自分自身を見つめながら、書くことができる	・法的効力がある ・どの遺産を誰にいくら渡すのかを明示することができる ・家族間での揉め事を未然に防ぐことができる ・自分の思いを伝えたいときは付言事項を追記することができる
デメリット	・遺産の処分方法について記しても法的効力はない。 ・家族に伝えることと、自分自身の人生の棚卸しとを明確に区分しておかないと不明瞭なものになる可能性がある ・問われたことにすべて答えようとして、結局途中で放り投げてしまうことが多い	・法に定められた書き方ではないと無効になることがある。 ・比較的自由に書ける付言事項には法的効力はない ・自筆証書遺言は家裁への検認申立てが必要 ・公正証書遺言は家族にとっては手間がかからないが、お金がかかる

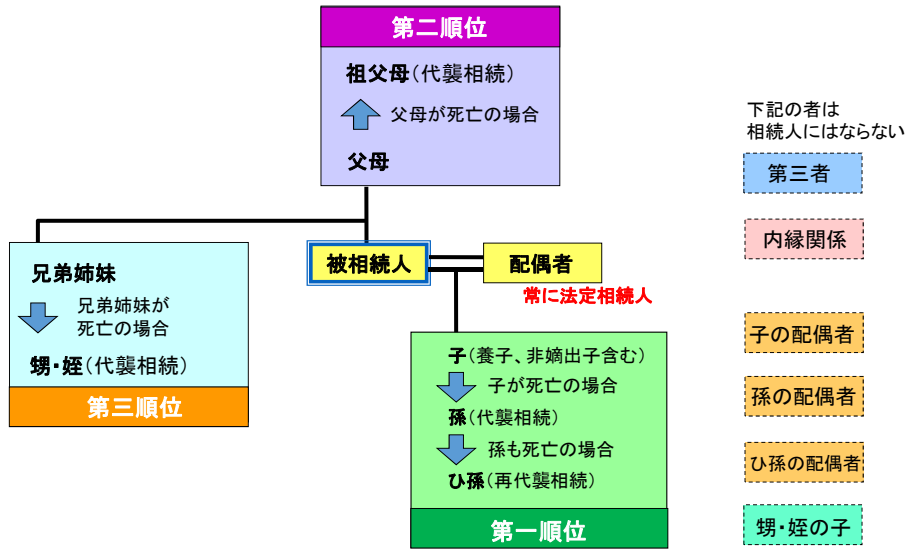
-35-



4. 相続・遺言の基礎知識

-36-

■ 相続の基礎知識 相続人と相続順位



-37-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

■ 相続の基礎知識 法定相続分



第一順位

相続人が
配偶者と子の場合

配偶者	2分の1
子全員	2分の1

例) 相続財産 1億2000万円
配偶者と子 3名の場合(全員嫡出子とする)

配偶者	6000万円
子全員	6000万円

一人2000万円

第二順位

相続人が
配偶者と親の場合

配偶者	3分の2
親全員	3分の1

例) 相続財産 1億2000万円
配偶者と父母2名健在の場合

配偶者	8000万円
親全員	4000万円

一人2000万円

第三順位

相続人が
配偶者と兄弟姉妹の
場合

配偶者	4分の3
兄弟全員	4分の1

例) 相続財産 1億2000万円
配偶者と兄弟 4名の場合(異父母兄弟ではない)

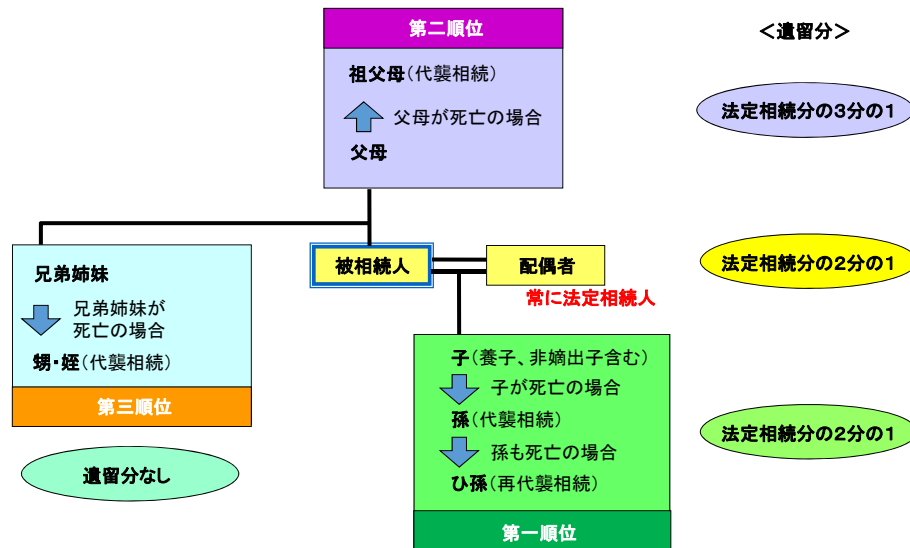
配偶者	9000万円
兄弟全員	3000万円

一人 750万円

-38-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

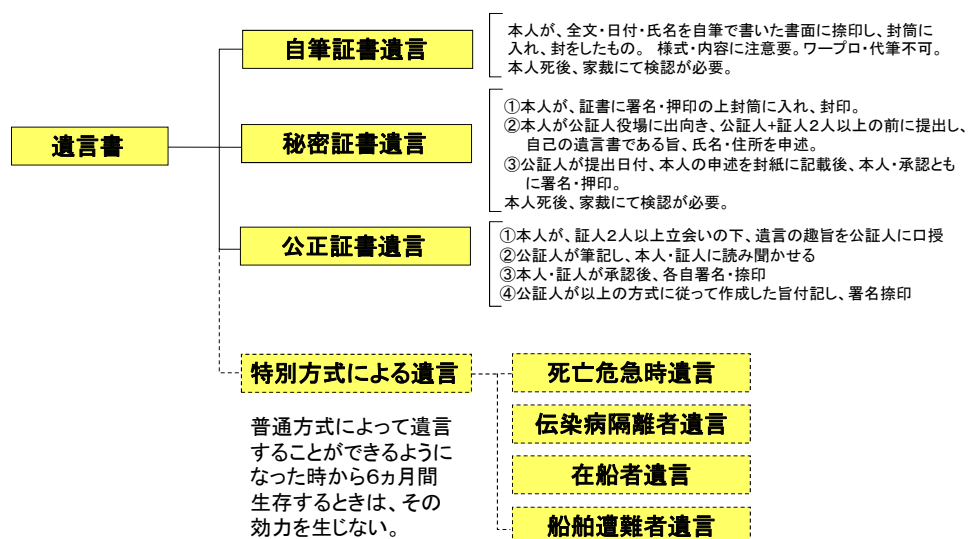
■ 相続の基礎知識 遺留分



-39-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

■ 相続の基礎知識 遺言書的方式



-40-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

■ 相続の基礎知識 自筆証書遺言



自筆証書遺言

項目	内容
特長	本人が、全文・日付・氏名を自筆で書く遺言
注意すべき点	①パソコン・ワープロ・代筆によるものは不可 ②日付は「〇年〇月〇日」と明確に記す ③署名・捺印を行う（封印はした方がよい） ④滅失・改ざんに気を付けて保管する
メリット	①公証人費用がかからない ②いつでも書き換え・変更ができる（最後のものが有効） ③遺言の存在・内容を秘密にできる
デメリット	①本人の死後、家庭裁判所での検認が必要 ②要件等の欠如があれば無効となる可能性がある ③内容によっては解釈をめぐる争いが起きる可能性がある ④隠匿・偽造・紛失の可能性がある ⑤本人自筆か否かの争いが起こる可能性がある ⑥遺言書そのものが発見されない可能性がある

-41-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

■ 相続の基礎知識 公正証書遺言



公正証書遺言

項目	内容
特長	最も確実に紛失のおそれのない遺言方式
注意すべき点	①遺言者の要望・遺言内容をあらかじめ、まとめておくこと ②公証人役場に出かけ、証人2人以上立会いのもと作成 ③あらかじめ実印、印鑑証明書を用意しておく
メリット	①公証人の関与があり、遺言書の真贋が後日争われる可能性は極めて低い ②遺言書の原本は必ず公証人役場に保管されるので、滅失、隠匿、偽造、改ざんのおそれがない ③家庭裁判所の検認手続きが不要
デメリット	①公証人費用と証人2名以上が必要 ②手続き上の手間がかかる。後日変更する場合も同様。 ②証人には遺言の内容が知られてしまう。

-42-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

■ 遺言書がある場合の相続開始後の手続き



	自筆証書遺言	公正証書遺言
相続人調査（戸籍取得）	必要	原則不要 （除籍謄本等取得要）
遺言書が見つからない場合	相続人全員で 遺産分割協議が必要	公証役場で一定範囲の 関係人は謄本請求が可
家裁への検認申立	必要	不要
相続人全員へ家裁からの通知	有	無 遺言の存在を必ずしも 他の相続人に知らせる 必要がない場合がある
家裁へ期日呼出	有 原則相続人全員出席	
無効・偽造・記載内容や遺産分配が 不明瞭等のトラブルを含む可能性	有 筆跡鑑定・無効の訴等	少ない 公証人作成・証人2人
相続人の手間・費用	相続人の手間 大 トラブル等により費用大	相続人の手間 小 円滑な相続手続き可

※ 「遺言書が無い」よりは自筆証書遺言が「ある」方が一般的にはトラブルは少ない

-43-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

せっかく書いたのに・・・



**遺言書・エンディングノート を
貸金庫に保管しないで！**

<理 由>

相続開始後は貸金庫を開扉するために、
金融機関に対し「相続手続き」が必要になるからです。
（特に、自筆証書遺言の場合）

- ・金融機関所定の相続手続き書類に相続人全員の署名捺印、
 - ・被相続人と相続人全員が判明する戸籍謄本等すべて
 - ・相続人全員の印鑑証明書 等
- 遺産分割協議書をイチから作成するのに要する手間と相続人全員の
協力が必要になり、二度手間、三度手間になりかねません。

★ 「生前は見つからないように」と「死後は発見しやすく」という完全に矛盾している命題です

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

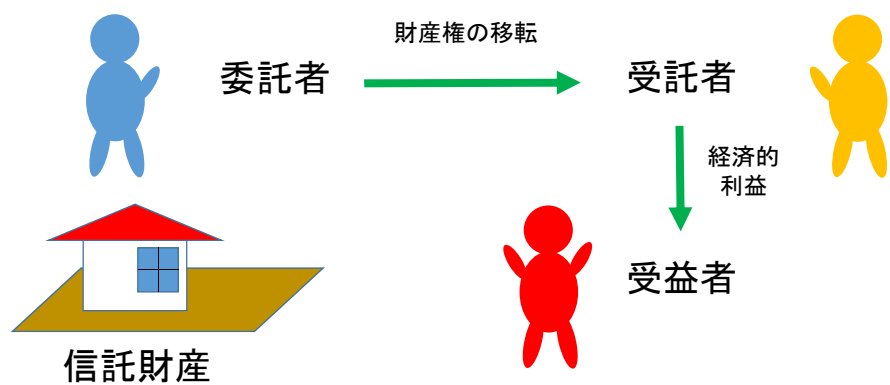
-44-



5. 民事信託について

-45-

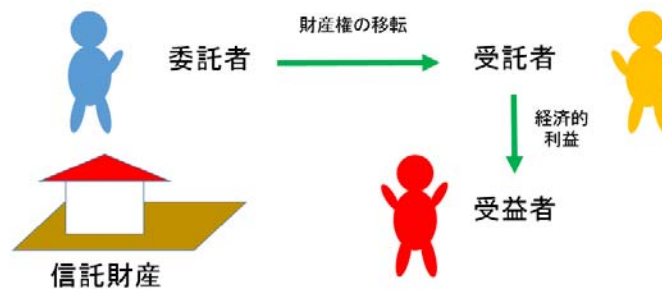
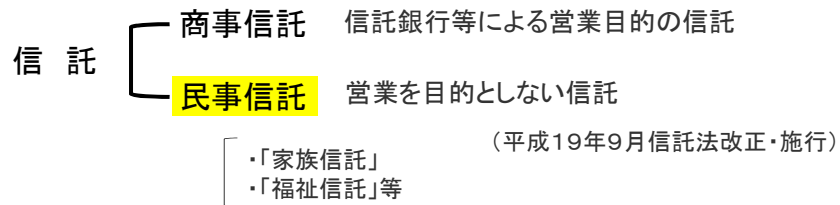
■ 信託とは



受託者は名目上信託財産の所有権を有するが、その管理・処分は受益者の利益のために行わなければならないという義務(忠実義務)を負う

-46-

民事信託について



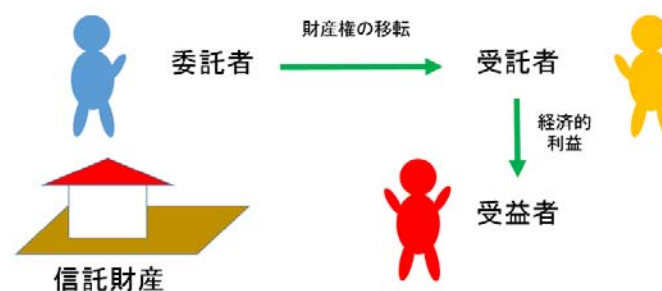
-47-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

信託財産の独立性



信託財産は、受託者に帰属し、委託者から独立する



信託財産は、

- ① 受託者個人に対する債権者は差し押さえることはできない(信託法23条1項)
- ② 受託者が破産しても破産財団に組み込まれない(信託法25条1項)
- ③ 受託者が死亡した場合は、信託財産は法人となり、受託者の相続財産にはならない

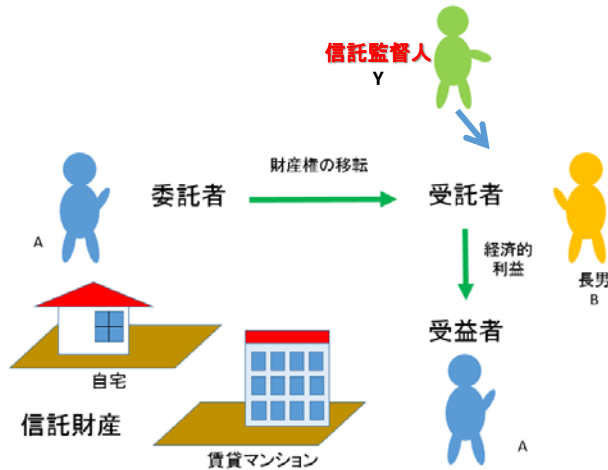
-48-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

信託の活用事例



・高齢者の財産管理



- ★ 高齢者が認知症となる前に
長男Bを受託者、本人Aを
受益者とする信託契約
- * A死亡により信託契約終了
⇒ Bに財産が移転する契約可

- ① 信託財産は受託者の名義に
Aは勝手に処分できなくなる
- ② Aが認知症等の精神上の障害
により判断能力が低下しても
Bにより資産の運用継続可
- ③ 受託者Bに対し、同意権・指図権
を有する信託監督人の設定可

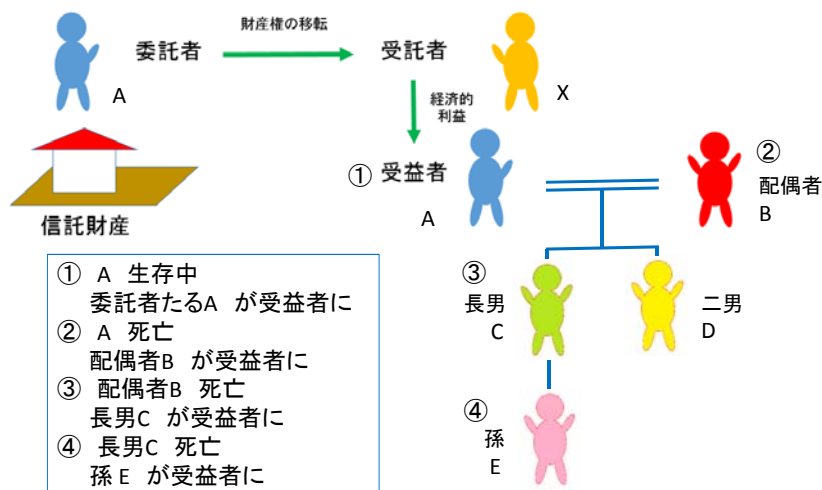
※ A自身を受益者指定権等を有する者と定めておくことも可 -49-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

信託の活用事例



・後継ぎ遺贈型受益者連続信託 (信託法91条)



-50-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

■ 事業承継の3パターン



1. 親族内承継

親族を後継者とし、経営権等を譲る

～ 子に経営手腕と人望があり、喜んで承継してくれればいいが・・・

2. 親族外承継

経営陣・従業員等の社内の人間を後継者に

～ 株式を譲渡するにあたり、買取資金はあるか、贈与税は払えるか

3. M&A

事業(会社)そのものを第三者に譲る

～ 事業に愛着を持っていない赤の他人に身売りするのは悩ましい

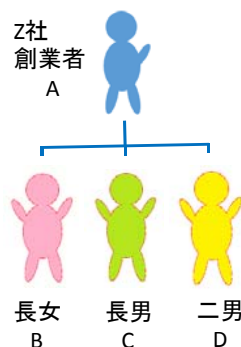
-51-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

■ 信託の活用事例



- ・**事業承継** ～ 今期業績不調、純資産マイナス、来期以降は業績回復の見込み
Aは専務取締役である二男に将来Z社を継がせたいと
考えているが、自分が存命の間は経営権を掌握しておきたい。



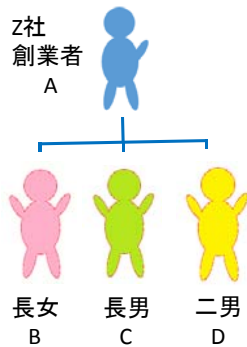
<解決案>

- ① 遺言書を作成する。DにZ社株式をすべて相続させると記して
- ② DにZ社 普通株式を生前贈与する(議決権株式の譲渡)
但し、経営権は手放したくないので拒否権付種類株式
(いわゆる黄金株)を発行し、Aが保有しておく
- ③ Z社株式すべてを信託財産とし、A自らを受託者(＝委託者)
とする自己信託を設定しておく。受益者はDとする
A相続開始を解除条件として信託契約を終了するよう定め
ることで、Dは議決権行使が可となる

-52-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

■ 信託の活用事例



<解決案の考察>

①遺言書を作成する。DにZ社株式をすべて相続させると記して



①遺言書はいつでも撤回可。
DはA相続開始までは
本当に自分が後継者となるのか否か
不安定な地位におかれることになる

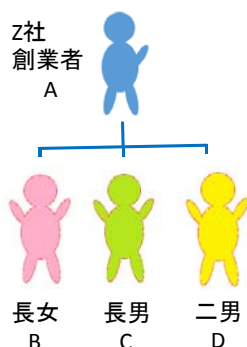
A相続開始時点で、
Z社の業績が良ければ株式評価も高くなり、
相続税が多額となり、納税対策も必要となる

B,Cからの遺留分減殺請求されるおそれもある

-53-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

■ 信託の活用事例



<解決案の考察>

②DにZ社 普通株式を生前贈与する(議決権株式の譲渡)
但し、経営権は手放したくないので拒否権付種類株式
(いわゆる黄金株)を発行し、Aが保有しておく



②生前贈与は株式評価が低い時点で行うので、
贈与税は少額ですむ

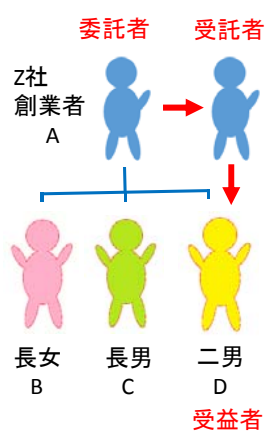
種類株式発行には株主総会特別決議が必要
(但しAが100%保有なので特別決議は容易)
定款変更・商業登記を要す

Aにとって不利益な決議を拒否できるだけであり、
積極的に会社の意思決定を行うことはできない

-54-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

信託の活用事例



自己信託をすると、当該信託財産は委託者の個人財産から分離される

＜解決案の考察＞

③ Z社株式すべてを信託財産とし、A自らを受託者（＝委託者）とする自己信託を設定しておく。受益者はDとする
A相続開始を解除条件として信託契約を終了するよう定めることで、Dは議決権行使が可能となる

③ **自己信託**設定にて、Z社株式はDの資産となり、株主名簿に記載されるが、受託者Aの管理下に置くことが可

株式評価が低い時点でAからDに贈与が可

信託期間中にD死亡した場合、第二受益者としてCまたはBを予め指定しておくことにより、Dの配偶者や子に株式が流失することを防ぐことが可能である

-55-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

民事信託と委任について



民事信託	信託契約時	信託財産処分時	備 考
委託者 A	判断能力あり	判断能力の有無は問われない	例えば (※) 信託契約により 信託財産を売却する場合 受託者に意思能力があれば契約成立する
受託者 B	判断能力あり	判断能力あり	

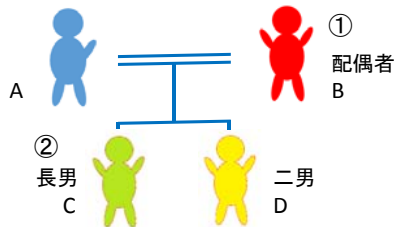
※ 委託者から受託者に信託財産管理処分権限を付与する旨の信託契約条項がある場合

AがBに対して特定の不動産の売却を**委任**する「委任状」を書いてあったとしても不動産売却時に認知症等でAに判断能力なければ、Bは所有権移転できない。仮にAに成年後見人がある場合はBはAの成年後見人に判断を仰ぐ必要がある。ちなみに、Aの居住不動産を売却するときは家庭裁判所の許可が必要になる。

-56-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

民事信託と遺言書について



「遺言書

私の相続財産はすべて配偶者Bに相続させる。

その後、配偶者Bが亡くなった時には、子Cに相続させる」

「その後、配偶者Bが亡くなった時には、子Cに相続させる」の部分は無効

∵ これはBの意思であり、AはBの意思まで自分の遺言書に記せない

遺言書は「相手方なき単独行為」であり、自分の意思のみで記すことができる。
信託は「契約」でありABC各々との間で特定財産の処分を決定する契約である

-57-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

信託による相続対策の課題・注意点



1. 民事信託契約時に各当事者の意思能力・判断能力が確実なこと 可能ならば**医師の診断書**を添付することが望ましい（遺言書作成も同様）
2. 民事信託は相続対策として有効であるが、生前贈与に対する贈与税課税されることで、相続税より割高になる場合がある
また、契約書を**公正証書**で作成し、**信託登記**等を行う必要があり、そのためのコストがかかる
3. 民事信託は比較的新しい制度であり、判例も極めて少ない。
また、相続を専門にしている士業等専門家や金融機関等で熟知している者は少ないため、信託契約に基づいた財産処分を行う際に理解を得られるまで**時間を要する**場合がある

-58-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.



6. 選択制確定拠出年金とは

■ 選択制確定拠出年金(DC)



- ・国の制度を使って、従業員の福利厚生向上と経営者のメリット享受

日本版401K 選択制確定拠出年金 導入メリット

- | | |
|----------------|-------------------------|
| ① 社会保険料削減 | ・・・ 会社と 経営者 と従業員 |
| ② 所得税削減 | ・・・ 経営者 と従業員 |
| ③ 金利・投資益非課税 | ・・・ 経営者 と従業員 |
| ④ 年金受取時の優遇税制 | ・・・ 経営者 と従業員 |
| ⑤ 福利厚生面で優秀人材確保 | ・・・ 会社と 経営者 |

※ 詳しくは、下記Facebookページへ

<http://www.facebook.com/J401K>

-61-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

■ 選択制確定拠出年金(DC)



- ・社会保険料の会社負担分が削減できる！

	<現況>	<DC導入後>	<DC導入後の削減額>		
	466,565円	428,366円	企業負担分	月 額	年 額
厚生年金保険料	265,360円	243,104円	厚生年金保険料	▲22,256円	▲267,072円
健康保険料	179,955円	164,862円	健康保険料	▲15,093円	▲181,116円
雇用保険料	21,250円	20,240円	雇用保険料	▲850円	▲10,200円
			合 計	▲38,199円	▲458,388円

※ 月額給与25万円の社員10人が毎月1万円を拠出し、
月額報酬50万円の役員が毎月満額5.1万円拠出した場合

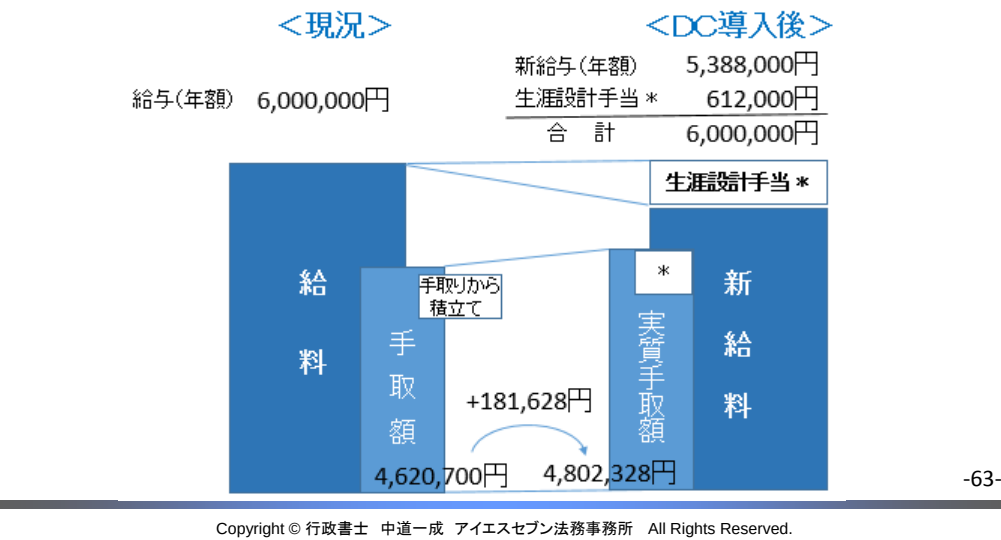
-62-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

■ 選択制確定拠出年金(DC)

18

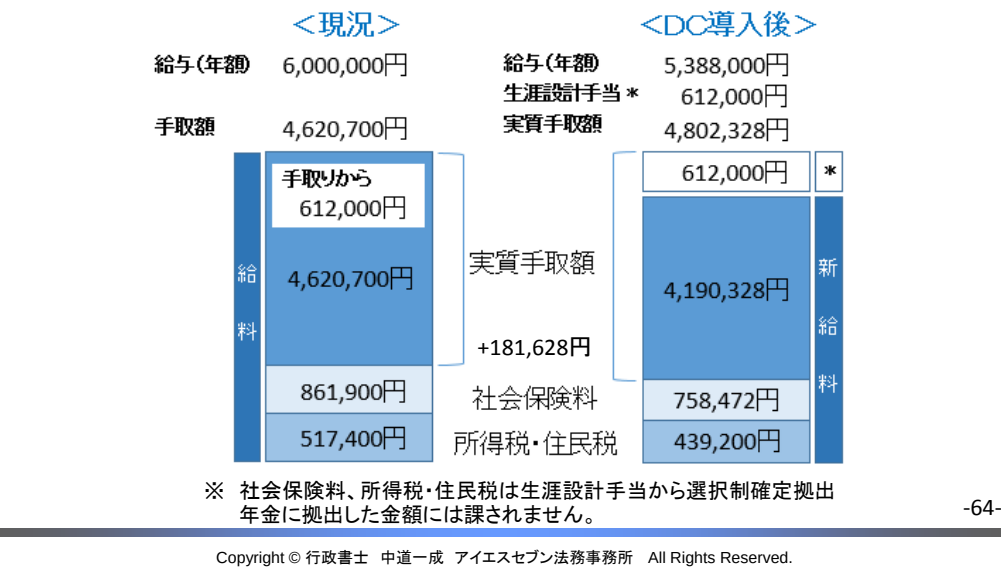
- ・DC導入で実質手取額が増加する(従業員・経営者とも)



■ 選択制確定拠出年金(DC)

18

- ・年収600万円なら、61万2千円積立てて利息が約30%



■ 選択制確定拠出年金(DC)



■ 確定拠出年金の税制優遇措置について

拠出(積立)期間	運用期間	受給時
・所得税が非課税 ・住民税が非課税 ・社会保険料の対象外	・運用益が非課税	・一時金で受給の場合 退職所得扱い ・年金として受給の場合 雑所得 (公的年金等控除の対象)

- ・税制は将来変更される可能性があります。
- ・税制の詳細については税務署または税理士等の専門家にご照会ください。
- ・確定拠出年金では、拠出時や運用時の課税が給付時まで繰り延べられます。
- ・その延滞利息として年金資産に特別法人税が年1.173% (国税1% 地方税0.173%) が課税されますが、2014年3月現在に至るまで 課税は凍結されています。

-65-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

■ 選択制確定拠出年金(DC)



■ 月額給与25万円の従業員が毎月1万円を拠出した場合

<現況>		<DC導入後>		(45歳独身・大阪府)	
給与(年額)	3,000,000円	給与(年額)	2,388,000円		
		生涯設計手当*	612,000円		
		うち拠出金	120,000円		
手取額	2,369,312円	実質手取額	2,411,788円		
給料	手取りから 120,000円	実質手取額 +42,476円	612,000円	*	120,000円 拠出金※
	2,369,312円		1,799,788円		生涯設計手当のうち 拠出金120,000円を 除いた492,000円と 新給料の合算額 に対して 社会保険料、税金が 課されます
	463,188円		428,112円		
	167,500円		160,100円		
		社会保険料			
		所得税・住民税			

※ 社会保険料、所得税・住民税は生涯設計手当から選択制確定拠出年金に拠出した金額(上記の場合120,000円)には課されません。

-66-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

■ 選択制確定拠出年金(DC)



■ DC導入デメリットも知った上で、大きく上回るメリットを享受

- ＜デメリット 1＞ 老齢厚生年金が減額されます

 - ～ 減額分より導入メリットの方が通常圧倒的に大きいのですが DCの仕組上 知っておく必要があります。
 - 詳細の金額はDCマイスターがシミュレーションにより、提示します。
- ＜デメリット 2＞ 一度加入したら、在職中は原則解約ができません

 - ～ 加入時毎月5万1000円でも 途中で月額3000円に変更することができますから、ライフスタイルに合わせることは可能です。
 - なお、退職・休職・復職・転職の対応は可能ですので ご安心下さい。
- ＜デメリット 3＞ 資産運用のための従業員向け投資教育が必要

 - ～ 投資信託等の運用商品が苦手な人はペイオフ対象の定期預金のみ選択すれば、税制等メリットのみ享受することも可能です。
- ＜デメリット 4＞ 制度導入のためには約4ヵ月前から準備が必要

 - ～ DCマイスターおよびDCサポートセンター等がサポートしますので 安心して下さい。

-67-

Copyright © 行政書士 中道一成 アイエスセブン法務事務所 All Rights Reserved.

